戸田市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 条例改正の経緯と目的

本市では、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、平成29年12月から戸田市犯罪被害者等支援条例を施行し、専門相談窓口の設置、啓発活動、関係機関との連携等、犯罪被害者等支援に取り組んできました。

この度、条例制定から5年が経過しましたが、犯罪被害者等を取り巻く環境や支援のニーズが変化してきていること等を踏まえ、支援内容の拡充を図ることを目的として条例を改正します。

2 改正のポイント

●見舞金支給制度を新設します

生命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給を行う規定を新たに加えます。

なお、見舞金の対象者、金額等の詳細については別途規則にて定める予定です。

●二次的被害に関する定義等を新たに加えます

【定義】

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、誹謗(ひぼう)中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

【市民等の責務】

市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すること及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

【市民等及び事業者の理解の増進】

市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すること及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性等について、市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。



●事業者に関する定義、責務についての努力義務を新たに加えます

【定義】

市内において事業を営む個人又は法人その他の団体

【事業者の責務】

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与する ことができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努め なければならない。

